

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

## 2023年 与党税制改正大綱のポイント

皆さん、明けましておめでとうございます。昨年はロシアのウクライナ侵攻、米中貿易摩擦の拡大、コロナ感染対策と慌ただしい1年でしたが、今年もタイムリーな情報を皆さんにお届けしますので、是非ミニかわら版をお読みいただけたら幸いです。

さて、今年10月から、消費税のインボイス制度が適用されますが、与党2023年度税制改正大綱が昨年12月16日に発表されました。その重要ポイントを纏めましたので確認下さい。赤字が改正点になります。

### 1. 相続時精算課税方式の見直し

【現行】	贈与の相続時精算課税方式	贈与の暦年課税方式
特別控除・基礎控除	2,500万円	110万円
税率	(贈与価額-2,500万円) × 20%	(贈与価額-110万円) × 贈与税率

相続時精算課税について非課税限度額2,500万円とは別枠で年間110万円の控除が拡大される一方、生前贈与の相続財産の加算期間が3年から7年へ延長される！！

### 2. NISA 制度の見直し (貯蓄から投資の加速)

【現行】	積立 NISA	一般 NISA	ジュニア NISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円

上記現行 NISA 制度のジュニア NISA を廃止、「積立 NISA」「一般 NISA」をそれぞれ「つみたて投資枠」「成長投資枠」として恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠及び非課税限度額を拡大します！！

### 3. エコ減税の拡大

現在燃費効率などによって、自動車重量税や自動車税の軽減を行っていますが、減税の期限、各税率の見直しを2026年春に決定。

今年もマイツグループを宜しくお願い致します！！

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで  
【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308  
<http://www.myts.co.jp>

※誠に勝手ながら、2022年12月29日から2023年1月4日まで年末年始休暇とさせていただきます。